

事業所の概要

【運営規程の概要】

事業所名	特別養護老人ホーム おぢやさくら	
所在地	〒947-0041 新潟県小千谷市小栗2732-14	
連絡先	TEL 0258-83-1786	FAX 0258-83-1785
サービス種類	介護老人福祉施設	
事業所番号	1570800340	
利用定員	60名 (6ユニット)	
管理者	田中 孝 (タナカ タカシ)	
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定めた告示上の基準額の利用者負担分 ([利用料その他の費用の額]のとおり)
利用料	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定めた告示上の基準額 ([利用料その他の費用の額]のとおり)
その他の費用	【利用料その他の費用の額】のとおり	

【従業者の勤務体制】

従業者の職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	(1)	
医師		(1)
生活相談員	(2)	
看護職員	(4以上)	
介護支援専門員	(3以上)	
介護職員	(31以上)	
機能訓練指導員	(1以上)	
管理栄養士	(1以上)	
事務員	(1以上)	
施設管理	(2以上)	

※()内は、同一事業所内を兼務する

【利用料その他の費用の額】《介護老人福祉施設入所者生活介護》

ユニット型介護福祉施設サービス費	要介護度	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	要介護1	6,700円	670円	1,340円	2,010円
	要介護2	7,400円	740円	1,480円	2,220円
	要介護3	8,150円	815円	1,630円	2,445円
	要介護4	8,860円	886円	1,772円	2,658円
	要介護5	9,550円	955円	1,910円	2,865円

加算の種類	算定単位	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
日常生活継続支援加算	1日につき	460円	46円	92円	138円
夜勤職員配置加算(II)	1日につき	180円	18円	36円	54円
看護体制加算(I)	1日につき	40円	4円	8円	12円
個別機能訓練加算(I)	1日につき	120円	12円	24円	36円
個別機能訓練加算(II)	1月につき	200円	20円	40円	60円
個別機能訓練加算(III)《対象者のみ》	1月につき	200円	20円	40円	60円
栄養マネジメント強化加算	1日につき	110円	11円	22円	33円
療養食加算《対象者のみ》	1日につき	180円	18円(1食6円)	36(1食12円)円	54(1食18円)円
口腔衛生管理加算(II)《対象者のみ》	1月につき	1,100円	110円	220円	330円
経口維持加算(I)《対象者のみ》	1月につき	4,000円	400円	800円	1,200円
経口維持加算(II)《対象者のみ》	1月につき	1,000円	100円	200円	300円
科学的介護推進体制加算(II)	1月につき	500円	50円	100円	150円
外泊時費用《入院・外泊した場合、1月に6日を限度》	1日につき	2,460円	246円	492円	738円
初期加算《入所日から30日間》	1日につき	300円	30円	60円	90円
看取り介護加算(I) 《行った方のみ》	死亡日以前31~45日	720円	72円	144円	216円
	死亡日以前4~30日	1,440円	144円	288円	432円
	死亡日前日及び前々日	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	死亡日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
安全対策体制加算《入所時のみ》	1回のみ	200円	20円	40円	60円
介護職員等処遇改善加算(I)	1日につき	上記ユニット型介護福祉施設サービス費 +加算・減算) × 14.0%	左記の1割相当額	左記の2割相当額	左記の3割相当額

《その他の費用》

内容	算定単位	金額
居住費	1日につき	2,546円
食費	朝食(1食につき) 昼食(1食につき) 夕食(1食につき)	480円 605円 600円
日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの (理容・美容代、身の回り品費、教養娯楽費等)		実費

※利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。

※利用者負担段階ごとの居住費・食費の利用者負担

利用者負担段階	対象者		居住費(日額)	食費(日額)
	○市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○生活保護受給者	・預貯金額が単身1,000万円夫婦で2,000万円以下の方		
第1段階	○市町村民税世帯非課税であって、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	・預貯金額が単身650万円夫婦で1,650万円以下の方	880円	300円
第2段階	○市町村民税世帯非課税であって、本人の合計所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	・預貯金額が単身550万円夫婦で1,550万円以下の方	880円	390円
第3段階	○市町村民税世帯非課税であって、本人の合計所得金額と年金収入の合計が120万円以上の方	・預貯金額が単身500万円夫婦で1,500万円以下の方	1,370円	1,360円
	○市町村民税課税世帯の方		2,546円	1,685円

【秘密の保持】

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、正当な理由がない限り在職中及び退職後においても決して漏らしません。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

【事故発生時の対応】

- 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

【緊急時における対応方法】

- サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医及び家族等への連絡を行う等必要な措置を講じます。

【非常災害対策】

- 当事業所は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として防災計画を策定しております。

【苦情処理の体制】

- 別紙「苦情や相談に関する対応方法の概要」のとおり

【第三者による評価の状況】

- 別紙「苦情や相談に関する対応方法の概要」のとおり